

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	すべての子ども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的とする。
補助事業者	市内の私立保育所等
補助対象経費	保育所等における性被害防止 対策に係る設備等支援事業を 実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水 費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 性被害防止のための対策とすることを目的とし、保育所等と事前協議を行いながら実施するため。
補助制度開始	令和6年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象保育所等に案内
事業担当 （担当部署） （電話番号）	子ども若者課 園児支援係
	0259-63-3126